

市第87号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市磯子区民文化センター	中区北仲通4丁目40番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団・有限会社アイコンクス・株式会社東急コミュニティー共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄川喜一	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市磯子区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団・有限会社アイコ
ニクス・株式会社東急コミュニティー共同事業体の構成
員

- 1 中区北仲通4丁目40番地
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
理事長 澄川 喜一
- 2 茅ヶ崎市赤羽根314番地の6
有限会社アイコニクス
代表取締役社長 石井 高彦
- 3 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役社長 中村 元宣

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）